

「PCB 廃棄物の特別措置法施行令の一部を改正する政令案」 等に対する意見募集について



環境省では、ポリ塩化ビフェニル(以下 PCB) 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に向けて、「PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案」等について、平成 28 年6月 10 日(金)から平成 28 年7月 11 日(月)までの間、意見の募集を実施しています。

- ＜改正案の概要＞
- 1、PCB 廃棄物処理基本計画の閣議決定
 - 2、高濃度 PCB 廃棄物の処分の義務付け
 - 3、報告徴収・立ち入り検査権限の強化
 - 4、高濃度 PCB 廃棄物の処分に係る代執行

現在、高濃度 PCB 廃棄物の処理は、PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の全国5か所の処理施設において進められており、処理施設ごとの計画的処理完了期限は、早いものでは平成 31 年 3 月 31 日、遅いものでも平成 36 年 3 月 31 日とされています。

高濃度 PCB	
トランス・コンデンサ	処理期限
北海道(室蘭)事業エリア	平成 35 年 3 月 31 日
東京事業エリア	平成 35 年 3 月 31 日
豊田事業エリア	平成 35 年 3 月 31 日
大阪事業エリア	平成 34 年 3 月 31 日
北九州事業エリア	平成 31 年 3 月 31 日
安定器及び汚染物	処理期限
北海道(室蘭)・東京事業エリア	平成 36 年 3 月 31 日
北九州・大阪・豊田事業エリア	平成 34 年 3 月 31 日

こうした状況を踏まえ、この期限を遵守して一日でも早く確実に処理を完了するために必要となる制度的措置を講じることを目的とした PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が平成 28 年 5 月 2 日に公布されました。同法の施行に伴い、PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令及び PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則等を改正等するものです。(施行予定日:平成 28 年 8 月 1 日)

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。是非お任せ下さい。

資料 平成 28 年 6 月 10 日付 環境省報道発表資料

研究開発箇所 佐藤旭

